

大田市告示第143号

電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等

大田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成19年大田市規則第5号）第3条の規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について、次のように定める。

令和5年10月13日

大田市長 楫野 弘和

記

対象手続等	大田市税条例（平成17年大田市条例第54号）に規定する手続等のうち、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して行うことが可能な手続等
-------	---